平成２３年（フ）第１１６６号
広島市安佐南区西原１丁目９番30―701号　めーるにしむら
債務者　西村　　清
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
広島市安佐北区安佐町大字筒瀬105番地
債務者　笹西　廣明
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４号
高知市一宮南町２丁目７番10号
債務者　田岡　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９号
福岡県久留米市櫛原町15番地　櫛原ビル601号
債務者　ＤＵＣＫ・ＴＡＩＬこと　古賀　裕章
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６７号
福岡県久留米市荒木町荒木960番地３
債務者　豊島　正治
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５６６号
大分市大字関園531番地の２
債務者　佐藤　史隆
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６１号
函館市陣川町102番地24
債務者　兼平　政明
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６９号
奈良県橿原市四条町814番地の１　グリーンヒル111―101号室、前住所奈良県橿原市曽我町343番地の１
債務者　松岡　邦夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
奈良県香芝市旭ヶ丘２丁目15番地の１
債務者　成年被後見人　村田　　一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
埼玉県所沢市北野１丁目５番地の29　小手指タウンハウスＡ―１
債務者　森　惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６号
静岡県富士宮市淀師475番地の８、前住所静岡県富士宮市万野原新田3432番地の46
債務者　杉浦　国寿
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４２号
三重県伊勢市鹿海町1427番地２
債務者　奥野　潤子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目８番４―103号
債務者　春木　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２９号
愛知県清須市清洲1105番地　株式会社靴のホッタ清洲寮108
債務者　福原　昭子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
北海道北見市とん田西町298番地２　コーポ西町２―５号
債務者　遊佐　恵子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
埼玉県草加市稲荷３丁目29番１―302号
債務者　栗田　京子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県春日部市南４丁目22番11号　コーポアケボノ202号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区13棟306号
債務者　上野　暢子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係